

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名 : 宮古市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.1%
全職員	72.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	98.4%
本庁係長相当職	94.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	84.0%
31～35年	95.7%
26～30年	90.9%
21～25年	91.0%
16～20年	79.0%
11～15年	90.2%
6～10年	88.8%
1～5年	94.4%

【説明欄】

- ・パートタイム会計年度任用職員のうち、日額・時間額で報酬等が支給される職員は、算出の対象外としています。
- ・相対的に給与水準が低い会計年度任用職員のうち、75.7%が女性であり、全職員で比較すると男女の給与の差異が大きくなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。